

(案)

令和6年度 第4回 甲賀市市民参画・協働推進検討委員会 会議録 (概要)

【日 時】 令和6年(2024年)11月11日(月) 18:00~20:00

【場 所】 甲賀市まちづくり活動センター 2階 多目的室2

○出席委員 遠藤委員、辻本委員、中川委員、西野委員、橋本委員、平子(幸)委員、吉田委員

○事務局 吉川総合政策部長、藤橋総合政策次長、築島課長、清水課長補佐、清水主監、西島係長

○傍 聴 0人

○会議内容議題

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 前回の振り返りについて

(2) 甲賀市まちづくり基本条例の検証について(第3章)

4 その他

(1) 令和6年度第5回会議の日程について

○事務局

開会にあたり、中川委員長よりご挨拶をいただきます。

○中川委員長

みなさんこんばんは。甲賀市まちづくり基本条例の検証について、今回は第4回目となり着実に作業が進んでいると思う。本日もよろしくお願ひします。

(1) 前回の振り返りについて

○事務局

資料1「第3回委員会会議録(案)」について。事務局にて会議録案を作成した。各委員にてお目通しのうえ、修正箇所があれば概ね1週間後ぐらいを目途に事務局まで連絡を頂きたい。本日の配布資料は暫定版のため、近日中にもう一度メール等で正式に送付することとしたい。

(2) 甲賀市まちづくり基本条例の検証について(第3章)

○中川委員長

今回は第3章の検証を行う。コメントペーパーに基づき委員の意見を伺いたい。

本日欠席されている山本委員の意見について紹介したい。修正等に関する意見ではなく、委員として能力の向上に努める責務についての実感を持ったという意見であった。

第13~15条について、事前に意見の提出がなかったが、この場で条文・解説・運用に対

して改正を求める意見はあるか。

○委員一同

特段意見なし。

○中川委員長

それでは、第 16 条に入りたい。2 件の意見を頂いている。まずは吉田委員より意見の趣旨について説明をお願いしたい。

○吉田委員

解説部分「市長等は・・・地域活動に参加するなど、まちづくりを推進するために必要な能力の向上に取り組む」について、2 点お聞かせ願いたい。

1 点目、現在どのような形で職員が地域活動に参加しているのか。

2 点目、「まちづくりに必要な能力」とは、具体的にどのような能力だと考えているか。解説部分に具体的にわかりやすく示してはどうか。

○中川委員長

「市長等」の中には、市長だけでなく行政職員が含まれているが、解説の中で「市長等」は職員を意味していることを表現されていない。また、研修制度等についての能力開発について、具体的に記載する必要があるのではないか。

吉田委員の意見に対して、事務局の意見を伺いたい。

○事務局

ご意見のとおり、4 項の条文は主に職員を指しており、解説において適切な表現の追記が必要と考える。

ご質問の 1 点目、地域活動への参加状況については、令和 3 年度より地域活動職員研修に取り組んでいる。若手職員が自治振興会の地域活動へ参加することで、「協働のまちづくり」への理解や、地域と行政との相互理解を図ることを目的とした研修制度であり、累積 8 か所の自治振興会において研修を進めてきた。また、ランドデザインの取り組みについても、地域活動職員研修同様、地域と職員が同じテーブルで、地域づくりについて共に考えることをテーマとしている。地域活動への具体的な参加状況や今後の展望については解説に記載することとしたい。

2 点目、職員に必要な能力については、甲賀市人材育成基本方針の「目指す職員像」として、「市民と対話し、共に考え、協働する職員」を掲げている。具体的には、中長期の視点で地域の未来を描く「ビジョンを構築する力」、住民ニーズや人口動態のデータ等をまとめる「データを分析する力」、多様なステークホルダーと対話するための「コミュニケーション力、ファシリテーション力」である。これらの視点を解説のなかに追記したい。

○中川委員長

この第 2 項から 3 項、4 項は、解説のなかで整理した方よい。第 2 項については、市長

及びその附属機関、補助職員、市役所、行政機構を構成するメンバー全員を指している。

第2項、第3項も同様である。第4項は、市長及び市長を補佐する補助職員、つまり行政職員として詳細に記したほうが住民にとってわかりやすい。

まちづくりに必要な能力とは、自治および自治基本条例などの学び、研修を受けることや、住民自治の現場に一市民として入っていくことを事例として出したほうがよい。

解説についても、具体的な事例を並べておいた方が住民にわかりやすいのではないか。

○事務局

吉田委員のご意見の背景には、市職員の市民自治への参画が不十分との認識があると推察するが、実感としてどうか。

○吉田委員

職務で来られている職員は顔なじみになり、意見交換やコミュニケーションがとれているとの実感がある。一方で、日常的に現場で地域活動を行うなかで、地域在住の職員の顔が見えないと感じており、距離感がある。職員にも遠慮していただく必要はなく、職務を離れたなかで、地域との関わりをもっといただければと思う。

○辻本委員

職員の地域への関わりに物足りなさを感じている。グランドデザインや地元の懇談会に参加したなかでも、パートナーシップという名のもとに行政が責任を果たさず、住民自治に委ねるように感じる。職員は単なるオブザーバーの参加ではなく、イニシアチブをとって欲しい。住民自治にすべて委ねるのではなく、行政のプロフェッショナルとして、市の構想や地域のビジョンに係るデザインを提示していただきたい。そこに地域住民が乗り、「それでは頑張ろう」と元気がもらえることも大切。現状では物足りなさを感じる。

○遠藤副委員長

市職員の市内在住者の割合はどうか。

○事務局

近年は市外在住者も増えており、感覚的には半数程度ではないか。

○遠藤副委員長

大津市職員の市内在住率は3分の1程度感覚であり、東近江市は、地元の職員が多い。さらに、地域ではPTA役員や自治会役員を担っているから、まちづくりが自分のものになっている。その差が非常に大きいと感じるので、地域活動に対する教育や研修が大切ではないか。

○事務局

職員は実際に住んでいる地域で、例えば自治振興会や自治会の役員を兼ねるなど、よい意味で公私混同も推奨されるべきではないか。地域での気づき、学び、スキルを政策形成

につなげるとともに、大きな方向性を地域で提示してほしい。それらの活動が人事評価制度にも反映できればよいと思う。

○橋本委員

職員に地域名、区・自治会名を伝えてもどこの地域か分からないとの事例があった。地域に出かけるなどの基本的な知識も必要ではないか。佐山学区のグランドデザインには市の職員だけでなく、国、県の職員も関わってプロジェクトチームを立ち上げている。

人口減少にどのように関わっているのかを議論し、職員はリーダーシップを発揮している。ただし、提言をまとめ上げたものの、実際に具体化ができず立ち止まっている状況にある。

○事務局

グランドデザインは、各自治振興会で策定した地域づくり計画をベースに、地域の方と職員が一緒になって各地域の20年後について考える場としてスタートした。

例えば、小中学校再編や公共施設統廃合といった行政だけで決められないことを、地域の方と職員が一緒になって考える場でもある。職員の継続的な関わりが大事であるが、計画づくりが目標になってしまい、計画策定後に少しトーンダウンしている節もあるため、グランドデザインの初期に理念に立ち返って検討したい。

○中川委員長

市民は、市長に直接期待しているというより、役所の職員に期待している。実践現場への参画など、具体的に求められていることを解説文に示したほうはよい。松下圭一（政治学）先生は、地方公務員には3つの顔があると言っている。1つは、公務員としての顔。1つは労働者としての顔。もう1つは、生活者（市民）としての顔。これが国家公務員と違うところ。地方公務員の場合は、まさしくその地域に根づいて共に暮らす人であることが求められている。市外に在住する職員は、甲賀市でなくとも自分の住む地域で生活者として地域活動に参加すればよい。

職員研修においても自治の研修をもっと行うべき。基本的に住民自治と団体自治、つまり行政、議会との両輪であるという基本原則や、団体自治も住民自治の基盤がなかったら仕事が増えるばかりといったことを徹底的に叩き込んでほしい。そのような意味で、職員の人材育成基本方針も住民参画でつくるなど、リニューアルすべきではないか。

○中川委員長

この章について、もう1つ意見があります。解説部分「郷土に誇りを抱かせるため」という文言が上から目線ではないかという辻本委員の意見。

「市民が郷土に誇りが持てるよう、市の魅力や情報を広く発信します」と書き換える案についての意見はどうか。

○委員一同

異議なし。

○中川委員長

それでは、辻本委員の意見のとおり変更することとしたい。
次に第4章に入る前に、事務局から概要等を説明願いたい。

(3) その他

○事務局

【第4章の条例改正の方向性について説明】

第18条について、「自治振興会」という名称を「まちづくり協議会」という名称に変更したいとの意向である。平成23年に自治振興会制度が始まり今日まで来たが、区・自治会で構成する組織が自治振興会ではないかとの認識を持つ地域もある。当初より自治振興会とは、地域のプラットフォームであり協議体のことを指している。区・自治会もあれば、NPO、企業、各種団体もあり、そのような多様な主体の学区のラウンドテーブルが自治振興会である。自治振興会の名称だけが先行し、協議体としての役割が浸透していない現状にある。このことから、改めて「まちづくり協議会」との名称にリニューアルしたい。ただし、各自治振興会の名前を強制的に変えるとの意味合いではなく、まちづくり協議会＝協議体であるというところを改めて再認識するための制度改正の提案である。

第20条については、これまで中間支援のあり方や機能について議論されてきたが、中間支援機能を設けることを具体的に示すため、条例改正をしてはどうかと考えている。持続可能性という面でも、市が積極的に支援しながらも、独立した中間支援機能を半官半民で設けていく方向性で進めたい。

【資料4「中間支援機能の充実に向けた取組みについて」説明】

委員の皆さんに個別ヒアリングをさせていただき事項をまとめたものである。

具体的には行政による市民活動支援、自治振興会支援に限界があるなか、専門的なスキルを持ち、継続的に支援することができる中間支援組織の必要性について、条例改正で明確に位置付けたい。

○中川委員長

条文については次回検討課題となっているが、第18条については「自治振興会」を「まちづくり協議会」に変更したいということ。第20条については、中間支援組織について追記したいとのこと。条文改正の原案は、次回事務局より提出いただきたい。

現在、条文の検討作業をやっているが、並行して中間支援についての提言を検討していくこととなるため、作業工程について委員にご理解いただきたい

○中川委員長

予備的な討議として、第3回委員会資料4の3ページ上段部分「2. 中間支援組織のあり方(案)」の(1)目的、(2)運営方法、(3)運営体制、この3点について意見をいただきたい。

○辻本委員

テーマ型と地縁型が同列になっていることに違和感がある。テーマ型にはNPO法人も入ると思うが、支援が必要でないほど自立している組織もある。それらを同列でサポートする必要があるのか。

○中川委員長

法人格をもっていないNPOなどが自立するまでの支援と考えてはどうか。

○辻本委員

明確にしていく必要があると思う。

○西野委員

運営体制として、コーディネート力と専門性を重視するとあるが、その意図は何か。

○事務局

オールマイティな能力を求めるよりも、ファシリテーションやコミュニティビジネス、自治振興会支援など、特徴的なスキルを持った人材を確保したい。また、人と人をつなぐコーディネーターとしての役割を重視したい。

○西野委員

オールマイティ型から専門性に特化したとのことだが、どのような専門性を求めるのか具体的に示したほうがよい。

○橋本委員

区・自治会の加入率が3割程度まで低下している地域もある。自治振興会が区・自治会の重荷になっている地域もあるが、市民への情報提供や支援している地域もある。自治振興会が中間支援的な機能を果たしていることも考えておくべき。また、外国人市民へのアプローチや学校再編との整合についても考えていくべき。

○吉田委員

中間支援機能イコール施設運営というイメージが思い浮かんでしまう。先ほど辻本委員と同様、テーマ型と地縁型ではサポートの仕方が全く異なり、自治振興会、まちづくり協議会が中間支援の役割を果たしている面もある。中間支援とは具体的に何かを示していくべき。

○遠藤副委員長

目的において「テーマ型」「地縁型」の双方をサポートするとあるが、中間支援の目的はコーディネートにより繋ぐこと。繋ぐことで結果としてテーマ型も地縁型もサポートできる。施設の指定管理が目的ではなく、組織づくりや機能が重要ということを整理してほしい。まちづくりネット東近江も初期からまちづくり協議会への支援ができていたわけで

はない。市のリクエストもあり、まち協との関係性が築かれていった経緯もあり、ワークショップのファシリテーターをしてほしいとの依頼など、地縁型のまち協との繋がりも深くなっていった。

コーディネーター力などの専門性については、オールマイティな人材はいないと思う。コミュニケーション能力や、「ひと」と「ひと」をつなごうとする向上心のある人材であれば、経験を積めばできるのではないか。どの中間支援センターでも、スタッフをハローワークで募集しても適任者は見つからない。市民活動の実践者やその知り合いなどからスタッフを集めた地域が一番成功しているように感じる。

○西野委員

目的として、中間支援機能として「何ができる」のか明確に固めたほうがよい。

○事務局

施設管理などのハードの話と中間支援機能のソフト的なことは分けたほうがよいと考えている。あくまで中間支援＝ソフトの機能をどのように機能させるのかがポイントであり、資料の（２）運営方法について、①施設の運営と②支援機能をあえて別々に書いているのは、別々にすることが可能であることを示したもの。まちづくり活動センターまるむの施設にこだわることなく、アウトリーチで自治振興会やまちづくり協議会、NPOなどを支援していくものである。

コーディネーターの発掘については、市民活動のあらゆる分野で知見をお持ちの皆様方からご紹介もいただきながら、人材を把握していきたい。

中間支援としての必要な機能については、令和5年度10月の第3回委員会において、人材育成やワークショップ支援などの議論された経緯もある。その資料を再度整理したい。

○中川委員長

ここで一番大事なのは相談助言であり、その次にくるのがマッチングではないか。

相談の際に、今悩んでいるが、何について悩んでいるかわからないという悩みもある。あなたの悩みはこういうことだろうなどとディレクションできることも大事である。

○辻本委員

中間支援組織とは「相手につなぐ」という抽象的な言葉だと認識していたところがある。自治振興会も中間支援の機能があるとの説明だが、新たに役割が付与されたと思い、住民が混乱するのではないか。

○中川委員長

「中間」と何なのか、また、屋上屋を重ねるのかと思われてはいけない。シンプルによろず相談所でよい。ただし、全国的には中間支援組織の言葉が拡がりつつあり、その機能が必要との議論が。先行自治体では多額の費用を出してシンクタンクに依頼している地域もある。政令市では、年間何千万円も拠出している。甲賀市はそれほど規模の大きな自治

体ではないため、市民の力を動員しながらやればよい。

辻本委員としては、NPOはむしろ自立的で、法人格をもつ組織を助ける必要はないのではないかと意見であった。市の認識はどうか。

○事務局

成熟するまでの助走期間における支援ではないかと認識している。NPO法人として成熟するまでには、市民活動の入口から長い距離がある。その間は地域の一員であり、地域の課題を認識し、解決に向けて取り組む有志のメンバーである。

自治振興会については、区・自治会やその他の地域活動団体、NPO等も含めた包括的な協議体（ラウンドテーブル）であり、それらを含めて支援することを想定している。

○中川委員長

住民の皆さんは身近な暮らしに近い、区・自治会、自治振興会から議論されるが、行政側は意外とそのことに実感を持っていないと思う。双方の相違を合わせなければならない。総合計画の分野別ごとに住民自治との関係性を整理する必要があるのではないか。どのような施策も住民自治が担っている部分、行政が担っている部分があり、双方で取り組む部分もある。

例として、健康づくりは大半が行政任せになっていないか。防災の避難訓練は、実際に外国人が来たときの対応を学ぶことが大事ではないか。施策縦割りではなく、具体的にジョイントすべきとの話が出てくるはず。

○事務局

本市の総合計画では、他自治体でも増えている「行政の役割」「地域住民の役割」「企業の役割」などが議論され、表現されていないことにも原因があるともいえる。

○中川委員長

総合計画に弱点があるのではないか。住民自治と団体自治の役割を総合計画の各章ごとに示していかないと、自治振興会のやるべき仕事も具体的に見えないと思う。区・自治会の加入率が30%の地域で防災訓練もやれ、防犯活動もやれ、子どもの教育、いじめ対策などもやれということになると、そこまでは無理との悲鳴が上がるのは当然である。それぞれの能力に応じてここまでは頑張ってもらい、そこは行政が応援しますなどの役割分担が必要である。

自立しているNPOまで支援する必要があるのかといった話があったが、特に応援しなければいけないのはボランティア集団の段階だと思う。ただし、法人格をとったNPOについても、資金調達の情報提供や相談支援はニーズに応じてではどうか。

コミュニティ型、アソシエーション型とも支援する。ただし、アソシエーション型組織に対しては、組織の固め方、会議の仕方、あるいは会議録の残し方、法人格の取り方、経理処理の仕方、複式簿記への切り替えの時期、職員雇用に係る労働基準法、社会保険など様々な知識を学び、応援する力が大切となる。

○遠藤副委員長

NPOでも自立性によって異なるのではないかと。

○中川委員長

NPOでも法人格なきNPO、ボランティア集団でオーガナイズーションされてない集団については対応が異なると思う。法人格をもっているようなNPOについては、それなりに自立性とか責任も取れるのではないかと。

○辻本委員

ボランティアベースの組織への支援は理解できる。

自治振興会やまちづくり協議会が区・自治会を支援しようとの流れができつつある。

綾野地域であれば外国人市民との共生の課題に取り組もうとされているし、朝宮は高齢者の見守りネットなどを始めている。

○中川委員長

住民自治が弱体化するなか、再度、住民自治の力を底上げしようとの考えに限界がある。それよりも、今存在する行政分野ごとにパートナーシップを組める団体とどのような役割分担、連携をするのか打ち出したほうがよい。戦後は国の指導で、教育分野ではPTA、福祉であれば社会福祉協議会など分野別組織を設けてきたが、それらにほころびが生まれている。ほころびて穴が空いてきたところを区・自治会がサポートしてきたが、区・自治会も弱体化している。行政も国県の意向に合わせており、財政も硬直化し、政策的な弾力性がなくなっていく。日常の暮らしに関わることは、消防から防犯、防災、老人福祉、児童福祉、障害者福祉、教育、文化、環境、道路、交通安全など様々である。それらのうち、住民自治がどれくらい担ってくれているか、あるいは欠落しているかを見えるようにすべき。例えば、私の地域ではもう無理だということになれば押し付けることはできないし、そこは行政側が何とかしないとイケない。逆に一生懸命頑張っているところは他の地域よりも得するということを見せないと頑張り損になる。本来、住民がやらないとイケないということは行政もはっきりと言うべきではないかと。

参画と協働は、パートナーシップとしてイコールであり、職員は住民の家来ではなく、お互い協力者である。次期総合計画ではそれらを明確に打ち出していくか、総合計画を横に繋いでいくような、補助する参画協働推進計画を設けたほうがよい。

○橋本委員

介護サービスは、今まで地域のボランティアに支えられていた部分があり、正規の職員ではなくボランティアでヘルパーに入るとか、送迎のドライバーをするなど、地域と協力しながら支え合ってきた。介護サービスをやっているNPOはかなり脆弱であり、人的にも財政的にも厳しく撤退が進んでいる。地域で高齢者の居場所づくりや見守りをしていくうえで、一定のスキルも必要であり、地域とNPOの連携も必要ではないかと。多くの福祉系NPOは厳しい状況であることは知っていただきたい。

○西野委員

中間支援組織というのは、テーマ型、地縁型組織の活動サポートだけではなく、行政との橋渡し役であったり、市民協働の橋渡し役を担うのではないかと思っている。一方で市役所内（課同士）の連携が不足していると感じる。市民側が様々な課に行って話をしても、市役所の中で話しをしていない、横のつながりがないと思う。様々な分野で民間委託を進めていくとしても、住民側で動く人は限られている。市役所の中で協力し合えば解決することは沢山あるように思う。行政の中での協力体制を設けることも同時並行で進めるべきではないか。

○中川委員長

西野委員の意見については、奈良市のやり方が参考にできると思う。市民参画に関しては例外の部局はない。どの部局も委員会も市民参画に関するカードを出すように指示されている。補助金も協働事業、市民に委託している事業も協働事業、後援、共催事業も協働事業であり、従来の伝統的な協働事業も含めて、参画事業が100件超、協働事業は80件程度ある。それらの事業を市民、行政の双方で評価し、評価にずれがある場合に原因を追究するのが審議会の役割である。今回のまちづくり基本条例の徹底とともに、これらの仕組みを取り入れることを提案したい。農業委員会や公平委員会なども例外はない。

また、奈良市は各種審議会、委員会等に一般市民の公募枠を必ず5%以上設けることとしている。特別職等の報酬に関する審議会、建築審査会についても公募枠があり、個人情報の開示や権利義務の審議以外は対象である。事前に勉強会やブリーフィングを経て、フィルタリングとトレーニングを受けてもらうこととなっている。

参画・協働の仕組みの徹底は、かなり内部的な抵抗があるが、条例を設けた以上、徹底的にやるしかない。後退はできない。後退させるようなことを考えるのであればこの条例は廃止すべきである。市民側も覚悟してほしい。行政を批判するばかりではなく、住民自治の担い手という自覚をもっていただきたい。

また、コーディネーターは必要だが、全てコーディネーターに丸投げするとの発想はやめるべきである。つまり、コーディネーターを使う側（市民）もコーディネート能力が必要であり、行政側にもコーディネート能力が必要であり、双方に必要である。

その意味では市民教育、社会教育も必要であり、自治振興会を運営していくとはどういうことかを役員に対して研修していかなければならない。任意団体や区・自治会との違いや男女共同参画、障がい、外国人への支援などの知識も必要である。これらの研修においては、全て行政側が講師を派遣することは難しく、NPOなどの力を借りてはどうか。

○辻本委員

中間支援との言葉自体について納得がいかないところがある。例えば、合理的配慮を必要とする方であったりとか、高齢者であったりとか、子育て支援であったりなどといったところは、当然、健康福祉部が担うべき仕事であって、中間支援が担うべき仕事ではない。直接的なことだと思うので、そこに「中間」というのはどうか。ボランティアも当事者も対象であり、コーディネートは行政各課の仕事ではないか。「中間」という言葉で責任放棄しているように感じる。よろず相談所との表現もあるが、中間支援とはそのよう

なものかとも思う。野洲市では母子家庭の方が転入、相談にこられた際に部局またぎの支援が必要となるなか、個々にケース会議を開くのではなく、関係各課の担当者が集まるという実践をされていた。甲賀市も部局をまたいで風通しよく課題に取り組んでほしい。

○中川委員長

中間支援やよろず相談はワンストップ窓口化が望ましいのは確かである。しかし、NPOや地域コミュニティ団体の相談は、分野や部局を限定できない。各分野の補助金担当者と呼ぶ、あるいは法人化について担当からアドバイスを受けられるか。担当課が市民活動推進課の思いに応じてくれるか、成熟度合いと力関係が影響する。これらが民間移行、第3セクターなどに任せた場合、担当課がなぜ民間団体に呼ばれなければならないのかと問い出す部局が必ず出てくる。社会福祉協議会と本庁との関係でもよくある。

本日の意見を踏まえて、次回の議論につなげたい。中間支援という言葉がよいのかも考えていただきたい。

○事務局

中間支援とは、団体自治（行政）と、住民自治の市民、自治振興会、区・自治会、各種団体、NPO等の中でコーディネートすることである。商工会も中間支援、調整する役割があるし、また、農協であってもスポーツ協会であっても、国際交流協会、社協であっても中間支援であることを改めて共有しておきたい。

○中川委員長

条例や契約でパブリックな名称を決めるときに中間支援センターとの名称とはしないのではないか。

○事務局

名称としては、「まちづくり活動センターまる一む」となるのではないか。あくまで機能を指した言葉が「中間支援」といえる。

○中川委員長

草津市ではコミュニティ協会と社会福祉協議会の両方がそのような役割を果たしていた。どちらかという社会福祉協議会の方は福祉NPO系の応援をされていて、コミュニティ協会はその地域の住民自治協議会や事業などの相談を受けている。二つに分けず、一緒にやってもよいのではとの議論もあった。

○事務局

多様な中間支援組織があるのはよいことと考えるか。それともワンストップでできるだけ一元化されているべきか。

○遠藤副委員長

多様であるべきだと思うが、地域の実情によっても異なる。コーディネーターの力や人

となり異なるので、結果として多様になるのだと思う。「こうあるべき」と考えても、思い通りにはいかない。特定分野だけの中間支援とはならず、分野は重複するものだと思う。重複したほうがよいし、先ほどラウンドテーブルの話が出たが、そこが調整機能を持てばよい。自立できていないNPOも沢山あり、相談したいと思っているNPOも沢山あると思う。

○中川委員長

中間支援の機能は自治体の持つ財政力と人口の規模によるところが大きい。政令市では、区役所単位で何千万もの委託料を払って地域活動協議会を支援している。甲賀市などの中規模自治体では、多角的で多様な中間支援組織を設けることは難しいのではないかな。

そう考えるとコミュニティも、NPOやボランティアも応援する中間支援組織とならざるを得ないのではないかな。そ

次回に向けて、今後の作業を進めていただければと思うが、何か言い残したことや事務局に質問等したいことはないかな。

○吉田委員

本日の開会時間は遅延した。会議は時間どおり始めるのが鉄則だと思う。傍聴もある会議である。時間厳守でお願いしたい。また、開催の設定を早めにするとともに、出席を促すように事務局アプローチしてほしい。

○事務局

会議の設定の仕方等を含めて事務局の方で調整させていただく。

○事務局

閉会にあたり、遠藤副委員長にご挨拶をお願いします。

○遠藤副委員長

皆さんの積極的かつ自由な発言に感心しており、会議の回数が多いこともよい方向に作用していると思う。回数が多く大変ではあるが、この過程、プロセスがすごく大切だと思う。皆さんが地域に戻って活動されるにあたり、このようなプロセスが大切だということが学びになればよい。

○事務局

皆さん長時間ありがとうございました。本日はお疲れ様でした。